

東日本大震災から一年…。
2012年3月11日、午後2時46分。
この日、すべての人たちが、祈りを捧げた。



街角特派員 根本康男
(十三坊塚・6区)

MACHIKADO 街角特派員レポート REPORT

あの日を 忘れないために。 住んでいる町の防災を考える

今回の街角特派員レポートでは、
根本康男さんが、「町の防災」について取り上げます。
根本さんの出身地は福島県白河市。
テーマを何に設定するか、
真っ先に「町の防災」を取り上げようと考えたといいます。
被災地の人たちのことを想い、
そして町の防災について考える。
東日本大震災から一年。記憶を風化させないため、
そして、町民の皆さんに防災を意識してほしい気持ちから、
レポートに取り組んでいただきました。

街角特派員とは 街角特派員は、読者の皆さんの代表です。毎年公募で決定。一人が年2回ずつ、「広報おうら」にレポートを掲載します。町づくりの方向への意見や気になる事業の進捗状況、または自分が皆さんにアピールしたいことなど、突撃取材と歯に衣せぬ直言で、皆さんの「そこが知りたい」に答えます。

生まれ故郷の惨状を
目の当たりにして、
改めて町の防災が心配になった。
生まれ育った故郷を想う

東日本大震災の被災者を群馬県でも多数受け入れたこと。「フクシマ」を故郷とする一人の身として、関係各位の皆さんに、改めてお礼を申し上げたいと思います。そして、義援金や援助物資、励ましの言葉など、住民の皆さん一人ひとりの温かい心は、必ず被災地に届き、永遠にその恩と情けは、語り継がれるものと、信じています。
被災地、とりわけ原発事故により、放射能汚染という見えない「敵」に追われた皆さんには、これからまだ永い闘いが続くと思います。一刻も早い原発事故の収束と、いつの日か帰るときが、必ず訪れ、再び故郷で四季を迎えることが叶うよう願って止みません。

防災を考える きっかけになってほしい

東日本大震災で邑楽町も、各ご家庭の瓦屋根などに多く被害が出ましたが、幸いにも死者、行方不明者は出ませんでした。
たとえば、ものは壊れても命があるだ

けで、本当に幸運なことです。
しかしながら、各メディアを通して被災地の現状を目にするたび、心がとても痛むのと同時に、改めて防災の大切さを身につまされます。

私たちは直近に予想される災害に備え、どう対処すべきか、そのための組織は、どう構築しておくべきかなど、防災について、さまざま視点から議論すべきだと思いました。

今回の街角特派員レポートでは、「喉元過ぎれば…」、「災害は忘れたころに…」と格言にあるように、とりわけこの邑楽町の災害に対する備えは大丈夫かという視点から、町の防災計画などを、担当者に聞きながら取材を進めていきたいと思います。

災害発生に対応するための組織図、備蓄の状況を踏まえて、「私の考える防災」を、このレポートで発表したいと思っています。少しでも町民の皆さんの防災意識を育む、きっかけになれば幸いです。

町の防災計画の検証

町の防災担当者から話を聞く

町の防災計画はどうなっているのか？

あの未曾有の大災害、東日本大震災から一年。町の防災計画は変わったのかどうか。防災体制や救済物資の備蓄状況、そして、防災訓練について、町防災担当者に話を伺いました。

町が想定している災害の範囲は？

町の防災対策は、一般町民にはあまり知られていない。知られていないからこそ、自分の住んでいる町の防災体制とは、どういうものなのか、想定される災害に対する防災体制と対策マニュアルを読ませていただき、お話を役場防災担当の関口さんから伺ってきました。

町の想定している災害は、「邑楽町地域防災計画」に記述されていました。①風水害②震災③航空災害④鉄道災害⑤道路災害⑥危険物災害（危険物、火薬類、高压ガス、毒物、劇物、放射性物質）⑦大規模火事災害⑧喫緊の関心ごとである「地震」「風水害」を始め、列車・放射性物質に関する項目も想定に盛り込まれており、ほぼ種別としては十分な内容であろうと納得しました。町としての中心的に想定しているのは、①風水害②震災ということでした。



町の防災担当
役場総務課 関口春彦さん

行政にも限界があります。自分の身は、自分で守ることも防災対策の基本だと思います。

町民への救済物資の備蓄量は？

私が気になったのは、町民への救済物資についてです。ひとたび大規模災害が発生したときの町民への救済物資は重要です。

町の救済物資の備蓄量については、下表の通り。今後の備蓄強化について、関口さんは、「備蓄食糧としてアルファ米と乾パンなどを購入する予定です。また、3月には資材としてブルーシート



非常用発電機の説明を受ける
防災担当者から、役場内に設置された非常用発電機について、説明を受けました。停電になっても、発電機の起動により、三日間電力を供給できるといいます



飲料水メーカーとの災害協定
町では、災害関係機関や民間企業と、災害応急活動や復旧活動についての応援協定を締結しています



老朽化する屋外広報
昭和46年に整備。現在町内47か所に支柱とスピーカーを設置し、広報を行っています。設備の老朽化が進んでいるため、防災行政無線の新設を検討中。設置できれば全国瞬時警報システム(J-ALERT)との接続が可能
※全国瞬時警報システム(J-ALERT)は通信衛星を使い国が情報を送信、市町村の防災行政無線を自動起動させ、住民に緊急情報を瞬時に伝達します。

町の備蓄状況		3月30日現在
品名	数量	備考
アルファ米(白飯)	50食×15箱(750食分)	役場に15箱
アルファ米(五目ご飯)	50食×20箱(1,000食分)	役場に20箱
飲料水	2ℓ×6本×100箱(600本)	役場に100箱
	500ml×24本×4箱(96本)	役場に4箱
	700ml×24本×81箱(1,944本)	中野浄水場に81箱
毛布	140枚	役場に110枚 邑楽町公民館に10枚 ヤングプラザに10枚 長柄公民館に10枚
ブルーシート	100枚	役場
排水用水中ポンプ	2台(能力0.1m ³ /分)	役場
排水用エンジンポンプ	1台(能力0.5m ³ /分)	役場
災害時用炊飯器	1台(炊き出し用)	役場
緊急用浄水機	1台	役場
非常用給水袋	10ℓ用×1,000枚	第三浄水場
非常用ポリタンク	23ℓ用×150個	第三浄水場
給水タンク	1基(1.5t)	第三浄水場

※町では、今後アルファ米や乾パンなどの非常用食糧などを購入予定。

災害時の情報伝達手段について

災害時の情報はとても重要です。全国瞬時警報システム(J-ALERT)は町では、導入済みとのこと。

しかし、現在邑楽町は防災行政無線ではありません。国からの直結した災害情報は受信後、担当者が屋外広報で流すことになります。即応性について疑問も残りますが、何より、現在の屋外広報は有線。巨大地震で寸断されたら、地域に情報を発信することもできません。

この点に関して、関口さんは「現在の屋外広報は昭和46年に整備。町内47か所に設置してありますが、設備の老朽化が進んでおり、災害時でも確実に活用できる防災行政無線の新設を現在検討中」と話します。

自助の精神と公助の力

私がもっとも重要視したいのは、防災訓練です。防災訓練は、町民一人ひとりの防災意識の高揚、言い換えれば自助の精神と、行政の防災啓発としての公助の力の相関関係を築くための練習だと思えます。関口さんの話しによれば、2年に一度、町でも防災訓練を行っているそうです。

しかし、その防災訓練も、練度の高い者が行う指揮系統の機能確認と言わざるをえないと思えます(私が感じる危機感であり、ご理解願います)。災害とは無縁のまち、邑楽町。しか

し、自然災害の被害が近年なかったとしても、近隣市町村やほかの自治体が被災した場合には、被災者の援助をすることも、「防災」の一環としてとらえることもできます。そのためには、訓練を机上から実技に移し、なおかつ住民一人ひとりに重要性を説いて映画を促していくべきだと考えます。

2月19日、すでに甘楽町では、全町規模の避難訓練を実施。消防・警察・町・建設業界・地元住民約400人を集めて防災訓練を実施しています。

県下一斉(場所とは2〜3か所)で同規模の訓練を開催したら。災害をいか所だけと限定せず、複数箇所の想定として訓練すべきと考えます。邑楽町の防災訓練も町が主体となり、各行政区の代表者との意見交換を行い、早い時期に実施することが重要だと思えました。

目に見えない、いつ来るかわからない大災害に備え続けることは、容易なことではありません。ですが、町民への防災意識高揚は、不断にその重要性・意義・参画の責務があることを、町が説き続けることも重要ではないかと考えます。

それと、町民一人ひとりが、日常においても、防災への心掛け、つまりは不測の事態への対応をソツなくつなげるような、心・技・体を磨いておくことも重要だと思います。公助の力だけではなく、自助の力が最も防災には必要なもののひとつと私は考えます。

貯槽を備えているとのこと。

電気が必要な場合、町内事業所から災害時用マスク(約3万枚)の無償提供もありました。その他災害時に必要な資材などについては、災害時協定を締結している機関や、企業などから随時調達する予定です」と話してくれました。

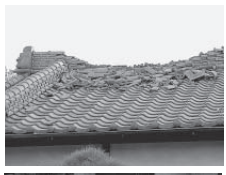
電気が必要な場合、町内事業所から災害時用マスク(約3万枚)の無償提供もありました。

備蓄の中に発電機の記載はありませんでしたが、対策本部を設置すれば電源は必要不可欠なもの。送電がストップしているものと推定すれば、発電機は身近に備えるべきです。その点について、役場庁舎を本部とする場合は、北側に設けられた非常用発電機があるので、初期対応での電源確保は可能であるとの回答を得ました。

現地説明では、災害などで電源が遮断された場合、自動的に起動するシステムであることが分かりました。役場機能の中核である、コンピュータのサーバーバックアップを基本に、通常使用している電力の3分の1を補うことが可能で、三日間稼働させることができるということです。そのための燃料備蓄も大きいもので、10キロリットルの貯槽を備えているとのこと。



邑楽町防災訓練
2年に1回実施(9月の第1日曜日)。町職員を始め警察・消防、ライフライン業者、自主防災組織など防災機関を中心に毎回約600人が参加



東日本大震災の被害
震災時には、町内でも屋根瓦の損壊などの被害が続出しました





館林地区消防組合・邑楽消防署
署長 堀井英雄さん

災害には、消防の力だけではなく、町民の皆さん、一人ひとりの自助の力も必要だと思います。

参考資料 火災発生件数とレスキュー出動件数

年 度	火 災 発生件数	レスキュー 出動件数
平成 21 年	12 件	8 件
平成 22 年	7 件	14 件
平成 23 年	11 件	9 件
平成 24 年 (3月上旬現在)	3 件	4 件

火災の原因の上位はコンロの消し忘れや、たき火。レスキュー出動は、ほとんどが交通事故関連です。

一番身近な消防署▶邑楽消防署 ☎88-5551



館林地区消防組合・邑楽消防署
消防士長 石倉正稔さん

●石倉さんは、緊急消防援助隊群馬県隊の一員として、平成 23 年 3 月 14～18 日まで、福島県相馬市原釜地区に災害派遣されました。

被災地での支援活動は、困難を極めました
「ありがとう」の一言が原動力となりました。

所属隊では、野営地区を朝 7 時に出発して、片道 2 時間かけて担当地区に向かいます。活動に従事した後、午後 4 時に再び野営地区に戻るという行程だったそうです。

石倉さんは、「フル装備での活動に、3 月だということにとても暑さを感じたのを覚えています。担当地区が海岸線だったこともあり、依然として津波の海水が残っていたことや、瓦礫が山積していたことも、検索を困難にしていた原因でした」と当時を振り返ります。

困難を極めた支援活動

石倉さんは、緊急消防援助隊の隊員として、邑楽消防署から被災地へと派遣された一人です。館林地区消防組合からは、平成 23 年 3 月 11 日から 5 月 26 日までの間、23 隊 89 人が被災地へと派遣されたそうです。

石倉さんは、「映像とは異なる想像を絶する現実を目の当たりにして、すぐには状況を受け入れることができませんでした」と派遣初日のことを思い出します。

一人ひとりの力で、被災は可能

「一人ひとりが自分のために、少しでも防災意識を持つことが、被災へとつながります。家族と話し合って、避難場所を決めておくだけでも、安否確認には有効です。そして、隣近所の住人とのコミュニケーションの深さで、共助にもつながる場合もあります。この自助と共助が、災害を被災へと導く大きな力になると思います」と、石倉さんは話します。

幸い邑楽町は、津波が来ることはありません。ですが、もし震災当時家屋の倒壊が多発して、火災が発生していたら…と考えただけでも、戦慄を覚えます。救助するにも町の消防署だけでは、救助の手は全域に及ばないと推定されます。

そう考えると、被害を減らす手立ては、自分たちの備えと、助け合いだけです。この自助と共助のつながりが、改めて被災の近道だと感じました。

12 班全班が出動しました。受け持ち地区の被害状況の調査に全力をあげてもらいました」と堀井署長は当時を振り返ります。

日ごろから災害に備える消防署

町の防災計画にもあるように、この地域は震災と風水害が中心に想定されています。

堀井署長は、「水害に備えて、河川では大雨などで冠水危険が 8 か所、橋脚での水位監視対象が 9 か所あることを把握しています。火災に備えた消火栓や防火水槽といった水利点検も毎月行っています。どの場所にもどんな建物があるのか、住宅密集地であるか、消防車両が入っている道路かなど、町内巡回も徹底して行っています」と話します。

一方で、「地区で防災訓練などの要請があれば、署員が出向いて講習会などに参加してほしいと思います。



署員による救命講習
邑楽消防署では、町民の皆さんの要請があれば、救命講習会や消火器の扱い方の講習会も開きます



民生委員児童委員協議会
会長 飯塚 香さん

●飯塚さんは、平成 16 年 12 月から委員として活動を始め、今年で 8 年目。担当地区は、秋葉 17 区を受け持っています。

迅速な行動に移せるかどうか、信頼関係と、地域との関わりの深さで、変わってくると思います。

今回の大震災のような、災害が発生した場合について、飯塚さんは、「大規模災害時の対応規定は、特にないです。ただし、担当区域の被保護者の居宅は『民生委員の見守りマップ』上に記されており、それを安否確認に活用することができます」と話します。その他に緊急連絡網による安否確認なども想定されているそうです。

そうです。

災害が発生した場合、避難するにも一人暮らしの高齢者は、どうなるのか。私は、このことが気がかりで、安否確認の方策などを、民生委員のかたに、伺いました。

災害発生。どうなる？
一人暮らしのお年寄り。



炊き出し訓練の様子
町の防災訓練や、邑多福まつりで炊き出し訓練も行っています

Interview

災害の最前線。消防署

邑楽消防署の人から話を聞く

災害の最前線に立つ消防署。その取り組みと使命とは？

災害が発生すると、その最前線に立つのが消防署。東日本大震災では、どういった対応をとったのか。災害に備えた体制などのお話を伺いました。

被災地に派遣された消防士のかたのお話も聞き、そこから見える防災についても考えてみました。

東日本大震災時の対応について

館林地区消防組合に組織される邑楽消防署。ひとたび災害となれば、人命救助、生存者の検索、消火活動など現場の最前線に立つ。町の消防団員も例外ではありません。

「震災直後、消防本部より災害メールの一斉送信があり、非番の署員にも召集がかけられ、全員が出動体制をとり町内巡回のため緊急出動しました。その後、役場の災害対策本部とも連携をとり、災害状況の把握のため、町消防団に出動を要請。団長の指揮のもと、

民生委員としての見守り

邑楽町民生委員児童委員協議会では民生委員として、一人暮らし老人の見守り活動のほか、児童委員として母（父）子家庭へのサポート、そして地域でのふれあいサロン、みちくさの広場など、その活動は広いです。

飯塚さんは、「委員と被保護者（一人暮らし老人など）との日ごろの信頼関係構築と、地域との連携が、災害発生時、いち早い避難行動につながる」と言います。

問題となるのは、不在となる場合の関係者（近隣委員）への情報伝達です。私ですが、被保護者の居宅の玄関に担当委員と役場の担当宛の連絡先表示も一案と考えます。災害時の安否確認は何より大切。災害発生時の迅速な避難誘導にも関わるからです。

さらに、委員の呼び掛けに応答のできない被保護者もいるかと思っています。聴覚や視覚の障害が壁となり、状況把握が難しくなり、被災した場合に委員や救助者の存在に気付けない人、または居場所を伝えることが困難な人の情報共有と、行動指針も必要だと感じています。



福島第一原子力発電所を見学した根本さん(昭和63年9月17日)
根本さんによれば、当時案内した職員は、「建屋は制御されており、放射性物質が漏れ出る心配はありません。万が一テロ攻撃で占拠されても、遠隔操作で原子炉を停止できます」と説明していたといひます



Report

街角特派員の視点

根本康男さんの提言

東日本大震災は、防災というもののあり様を根底から見直す必要に迫られた災害でした。原子力発電所の放射能漏れの事故は、一年を経た現在も、収束の手立てを一向に見出せていません。震災による尊い犠牲者に報いるためにも、これからの防災には、新たに取り組んでいかなければなりません。



手が伸ばせず起こった悲劇です。先の大震災でも自治体による安否確認が遅れ、多くの障害者が孤立したとの報道を見聞します。過度の制約により安否確認・救出が遅れたなどということのないよう、災害時の開示ルールの確立を、町でも進めていただきたいです。

町への提言

全国瞬時警報システム(J-ALERT)の広報展開確立を、早急にお願ひします。

町の備蓄食糧数見直しについて、現在の2,000食に満たないアルファ米を含めた数は適正なのか、算出の根拠となったものは何でしょうか。現在の町民の1%の280人が三日間食べると2,500食を超えます。町民の命を保護するという、防災体制の機能が充分発揮できるよう関係各位へお願ひします。それには不断の訓練に替わるものはないと理解しています。

取材を終えて

町防災担当の関口さん、民生委員児童委員協議会の飯塚会長、谷中蛭沼の佐藤区長、そして、邑楽消防署堀井署長、消防士の石倉さん、お忙しい中、取材にご協力いただき、ありがとうございました。

皆様の姿をみて町民の一員として頼もしく感じました。健康に留意し職務に励まれるよう期待しております。

街角特派員

根本康男

Interview

自主防災訓練の検証

佐藤俊彦区長から話を聞く

地区独自の防災訓練を実施。自助と共助の狭間で見えたもの。

谷中蛭沼地区は、東日本大震災の教訓から、行政区単位の自主防災訓練を実施しました。震災の影響が全国に波及している中、防災行動を具現化できた背景や、今後の取り組みなどをお聞きしました。

独自の防災訓練を行った経緯とは

谷中、蛭沼地区では震災当日、本部役員が自主的に各班の被害状況と、住民の安否確認に回り、各役員からの報告により、93戸の屋根瓦の被害と、二人のけが人が出ていたことが確認できたそうです。

佐藤区長は当時を振り返りながら、「結果的に役員全員が単独で行動していたことが後で分り、緊急災害時の被災状況や安否確認などの巡回地域と連絡体制の見直しが必要だと痛感。何より、地区に合った防災訓練が必要だと考えました」と語ります。

区民の皆さんは、回覧板などを通して自主防災訓練(9月11日に実施)を周知。7月に入り、役場の防災担当へ訓練実施を伝え、消防署に協力要請も図ったといひます。

訓練後開いた訓練総括の班長会議の席上で、「落下物または散乱物などを避けて行くなどの危険を冒してまで、

避難場所に向かう必要はあるのか」などの意見も出され、今後の地区の防災体制についての検討課題にもなったといひます。

「今回実施したことで新たな発見もあり、現状を踏まえた中身にするには重要。防災訓練を今後も実施し、練度を上げて行くことはもちろんのこと、何より一人でも多くの区民が自助努力の備えを持つべきだと感じます」と佐藤区長は話します。

機会を通じての「自助・共助」の大切さを伝え、防災について皆さんと一緒に考えていきたい。



谷中蛭沼・11区
区長 佐藤俊彦さん

自主防災訓練から見えたもの：

町への要望について佐藤区長は、「連絡方法の拡充のため無線機の準備や屋外広報手段の見直し(適正な場所へのスピーカー設置など)が、必要だと思います。非常用アルファ米などの備蓄食糧数の見直しも、ぜひ検討してもらいたいです」と言う一方で、「基本は自助です。日ごろから災害の備えに取り組んでもらうことが大切。お互いが助け合う精神、共助も防災を語るうえで必要不可欠です」と自助と共助の重要性も語ります。

今後の防災への取り組みについて、各種資格保持者(医師・看護師・福祉



防災訓練の参加人数	
本部役員	8人
班長	25人
地区協力者	6人
訓練参加者	140人
邑楽消防署員	6人

自主防災訓練では、住民による避難訓練も実施。消防署員による講話や実技指導を通して、防災の心構えや災害発生時の対応、救急救命法、初期消火訓練など多岐に渡って行われました。住民の参加人数は、延べ179人。



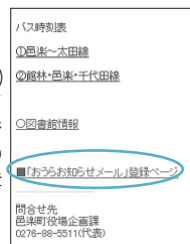
●災害情報も受信できます おうらお知らせメール



お知らせメールについてのお問い合わせ先
▶役場企画課 47-5008

携帯電話用 ホームページ

① <http://www.town.ora.gunma.jp/k/>
から邑楽町携帯用ホームページにアクセス。トップページ下の『■「おうらお知らせメール」登録ページ』メニューへ



②

メールアドレス:
携帯電話の「通話メール」宛先で入力する場合は、設定変更も必要となります。

名前(姓・名):

※姓・名角漢字で入力して下さい。

入会希望にしてください

「おうらお知らせメール」に関する説明などがありますので、よく読んでいただき、ページ下の『「おうらお知らせメール」登録フォームへ』メニューへ、入会のメールアドレス入力欄に登録したいメールアドレス（携帯電話、パソコンどちらでも可）を、名前入力欄にご自身の名前（任意）をそれぞれ入力し、『入会を申し込む』ボタンを押して登録手続き完了

●地震に備えて、ご自宅の耐震性を確認してみませんか

木造住宅耐震診断と耐震改修補助(精密診断・耐震改修工事)

町では、地震に対する建物の安全性の確保と向上を図る事業を行います。ぜひご利用ください。

木造住宅耐震診断 旧建築基準法で造られた町内の木造住宅を対象に、町が耐震診断者を派遣して耐震診断をします。費用は診断者への交通費 1,000 円です。

▶**申請期間** 4月20日(金)～11月30日(金)

※役場の開庁時間に限りです。

▶**対象となる建物**

- ①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て木造住宅
または併用住宅（居住部分の床面積が1/2以上の住宅）
- ②平屋建てまたは2階建て
- ③在来軸組工法で建築したもの

▶**申し込みできる人** ①対象住宅の所有者かつ居住者
②税金の滞納がない者

▶**申込方法** 建築確認申請書（建築確認済証）、認印を持参する

パソコンのホームページ

- ① **携帯情報申し込み**
緊急情報やイベント情報などを配信しています。
- ② **「おうらお知らせメール」登録フォームへ**

「おうらお知らせメール」に関する説明などがあります。よく読んでいただき、ページ下の『「おうらお知らせメール」登録フォームへ』のメニューへ

③ **入会**

メールアドレス:
携帯電話の「通話メール」宛先で入力する場合は、設定変更も必要となります。

名前(姓・名):

※姓・名角漢字で入力して下さい。

入会希望にしてください

入会のメールアドレス入力欄に登録したいメールアドレス（携帯電話、パソコンどちらでも可）を、名前入力欄にご自身の名前（任意）をそれぞれ入力し、『入会を申し込む』ボタンを押して登録手続き完了

●エリア内の人に、もしものとき災害情報が届きます エリアメールの配信サービス

町では、災害などの緊急時に災害・避難情報を配信する、緊急速報「エリアメール」を配信しています。これは災害・避難情報を町内のNTTドコモのエリアメール対応携帯電話に配信するサービスです。

災害などの緊急時でも回線の混雑の影響を受けず配信が可能。メールアドレスなどの登録は不要。使用料などは無料です。エリアメールは、NTTドコモのみの提供となっていますが、ほかの携帯電話会社についても順次導入予定です。

▶**NTTドコモホームページ**

<http://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/areamail/index.html>



木造住宅耐震改修補助事業（精密診断・耐震改修工事）

木造住宅耐震診断を受けた住宅が対象になります。

精密耐震診断の補助金▶要した費用の1/2の額（13万円を上限）
耐震改修工事の補助金▶要した費用の1/3の額（50万円を上限）
※申請については、役場都市建設課に必ず事前に確認のうえ、手続を進めてください

▶**申請・問合先**

役場都市建設課 47-5029



●想定される地震や耐震対策も掲載

邑楽町地震防災マップ

ゆれやすさマップ、地域の危険度マップや耐震化のお話や家具の地震対策など、地震に関するお役立ち情報を掲載。平成22年4月に町内全世帯に配布していますので、ご確認を。



お問い合わせ先▶役場都市建設課 47-5029

●避難場所や災害マニュアルも掲載されています

邑楽町災害ハザードマップ

利根川や渡良瀬川が、はんらんした場合の浸水想定、避難場所や地震災害マニュアルなども掲載。平成22年4月に町内全世帯に配布していますので、ご確認を。



お問い合わせ先▶役場総務課 47-5002

特派員根本さんが考える 防災グッズ

▶**水**（1人1日2ℓを目安に煮炊きを除けば飲料としては充分）▶**懐中電灯**（手軽に携行できるサイズ、ヘッドランプも両手が使えて便利）▶**ラジオ**（唯一の情報源となるもの）▶**電池**（懐中電灯やラジオ用に必要）▶**タオル**（大きめのものなら、羽織ることで防寒や遮熱へ）▶**トイレットペーパー**（ティッシュより流せる利点）▶**レジャーシート・新聞紙**（腰掛ける場合に便利）▶**ポディーペーパー・ウェットタオル**（かさばる着替えより短日対応ならお勧め）▶**軽食**（日持ちするもの、食べることで安心感を得る）▶**雨具**（近年のレインコートは軽量・コンパクト・保温性もあり防寒にもよい）▶**保護具**（ヘルメット・帽子などで頭部保護、軍手・マスク）▶**ビニール袋**（70ℓクラスなら下半身を覆うこともできる）※詳細は、「邑楽町災害ハザードマップ」を参照してください。

根本さんは、防災グッズを常に自宅に準備しています



●邑楽町災害ハザードマップに掲載されています 主な避難場所

ここで紹介している以外に、各地区の公民館が避難場所となっています。日ごろから、避難場所は家族と話し合っておきましょう。

- 高島小学校
- 福祉センター寿荘
- 勤労青少年ホーム（ヤングプラザ）
- 邑楽町公民館
- 中野小学校
- 中野東小学校
- 邑楽中学校
- 保健センター
- 町民体育館
- 邑楽南中学校
- 産業研修会館（長柄公民館）
- 長柄小学校

備え

Take Precautions

災害に対する備え
できることから始めてみませんか

地震や洪水などの災害が発生した場合、避難行動がとれるかどうか。日ごろから目標となる避難場所などの確認が重要。災害情報も避難活動を迅速にするため大切です。



保育園・幼稚園でも避難訓練を、実施しています



東日本大震災の見舞金の手続きをお早めに

町では被害に遭われた町民の皆さんに、見舞金をお支払いしています。

町では、東日本大震災で家屋などの被害に遭われた町民の皆さんに、見舞金をお支払いしています。該当する人でまだ手続きが終わっていない人は、お早めをお願いします。

▶**対象**（次のすべての条件に当てはまる人）

- ①震災時に邑楽町に住所があり、町内に建物があること
- ②東日本大震災が原因の被害であること
- ③家屋、または塀が壊れたものであること
- ※家具などは対象外です。
- ④復旧の経費が、合計で10万円以上であること

▶**見舞金額** 1世帯2万円

▶**必要書類** 届出書、修理費の領収書(コピー)、通帳(コピー)
※届出書は、役場ホームページ(<http://www.town.ora.gunma.jp/>)からでも入手できます。

▶**提出方法** 届出書に必要事項を書いて、直接または郵送で提出する(メール、ファクスは不可)
※直接提出する場合は、通帳をご持参のうえ、お見せいただき確認ができれば、通帳のコピーは添付しなくても結構です。

▶**提出・問合先** 役場総務課
〒370-0692 邑楽町大字中野 2570-1
47-5004